

2025年3月25日

第65号議案討論

◆第65号議案 令和6年度(2024年度)箕面市病院事業会計補正予算(第1号)

◆同議案修正案

市民派クラブの中西智子です。

第65号議案 令和6年度(2024年度)箕面市病院事業会計補正予算(第1号)

および同修正案に対し、反対の立場で討論します。

この補正予算には、新市立病院の整備にかかる費用、指定管理者評価委員会委員報酬、及び職員の退職給付費、指定管理料及び人材確保対策補助金の債務負担行為、新規採用者への生活支援金等補助金等が計上されています。

まず病床数についてですが、今回の統廃合で、箕面市317床、協和会301床を合わせて618床あるのを、228床減らし390床にするというものです。削減する228床の内訳は、回復期病床分の箕面市50床、協和会124床、併せて174床を全部廃止し、さらに協和会の慢性期病床118床も全部廃止。合計292床を廃止し、急性期病床を64床増やしてプラスマイナスで228床減らすということになっています。新市立病院整備基本構想では、2025年の豊能二次医療圏の基準病床数は、病床過剰地域となっており、高度急性期309床、急性期24床過剰であり、一方回復期は大きく不足しており2,456床が足りないというふうに記載されています。計画は333床過剰とされている高度急性期および急性期病床を64床増やし、一方回復期は大きく不足しており計画は2,456床が不足する回復期病床を174床削減することになります。市は、2060年を見据えた推計を行っていますが、35年先の推計が推計どおりに運ぶのかは不安に思うところです。また回復期病床は、緩和ケア病床として20床とする提案となっておりますが、やはり今後不足すると推計されている回復期リハビリ病床が1床もないのは、とても残念です

さて機能別病床数について、回復期リハ病床が確保できなかった件についてですが、経緯については委員会でご説明いただきましたが、昨年12月の病院連絡

会では390床の内容について、満場一致で賛同を得たとのことご答弁でした。しかし豊能二次医療圏病院連絡会開催後のご意見シートには「公立病院が地域の回復期リハのレベルアップのリーダーとなってもらえるように箕面市立病院の回復期リハの設置に協力していく」という意見がありました。市はなぜ2つの意見があることを説明されなかったのでしょうか。また反対する法人があれば、医療圏のなかで回復期リハ病床が不足しているにもかかわらず、設置できないということが理解に苦しみます。市立病院のみなさんが調整に苦勞された、とのことですが、なぜ賛成者の意見は議論の対象とならないのか、回復期リハ病床が将来的にも不足するという推計があるにもかかわらず、なぜ患者本位で協議できないのか、という疑問が払拭できません。

また急性期リハをしっかり行い、それでもまだリハビリが必要な患者さんは、機能連携で民間のリハビリ専門病院へ行くことになりますが、患者さんや家族にとってはこのように病院やリハビリスタッフが変わってしまうことへのリスクはどのようにお考えでしょうか。

例えば大腿骨骨折などで人工骨頭施術のあと、一定期間急性期リハビリをおこなったのち、必要ならば別の病院で、新たなスタッフのもとでリハビリを行うということに抵抗のある高齢患者さんは少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。少なくとも、転院か継続してリハビリを行うかを選択できる状態が望ましいと考えるため、回復期リハが無くなるのはとても残念であり、医療サービスの後退になると考えます。

つぎに人材確保策についてですが、組合からの陳情書のなかで「多数の職員からは指定管理者法人での給与水準・福利厚生では、生活が維持できないとの意見が出ている」とのことです。現給保障の期間について病院組合は、3年半や5年といった期間ではなく、もっと長期の保障を求めていると理解しています。また、市役所への転籍が叶った人は、わずか46名です。希望する人はできるだけ多く確保して欲しいという切実な声が届いています。市は分限免職回避義務をしっかり果たすべきであると考えています。

債務負担行為で計上されている退職給付費の対象者は462人です。職種の内訳は医師81人、看護職256人、医療技術職97人、事務職28人となっています。一人ひとりに生活や人生設計があり、何の落ち度もないのに、ある日突然、分限

解雇が告げられるのはあまりに理不尽です。せめて現給保障はしっかり行うべきだと考えますし、修正案のように3年6カ月を5年に延ばしたからよい、というものではないと考えています。なぜ、せめて8年ではなく5年なのか、残念に思います。

市も補償期間については「これについてはいろいろな考え方があろうかと思いますが」と述べているように、何年以上は認められないといった法的な基準はないと理解しています。なお、組合から市議会宛に提出された陳情書には、3年6か月という現給保障期間では、新病院開院までに退職者が増え、現市立病院および新市立病院での医療の質が維持できないことを訴え続けてきたとあります。組合は長期保障を実現して、現市立病院職員が可能な限り新市立病院で従事することこそが医療の質を維持・継続させ、発展させることに繋がると要求してきたと述べています。

特別委員会でも議論しましたが、組合との交渉が妥結していない段階であること、良い医療にはドクターとチームで対応する熟練のスタッフが不可欠であること、また良い医療のためであると同時に人権費をコストとしか捉えないという考え方に、非常に違和感を覚えます。コロナ時にも患者のために一生懸命働いてきた医療スタッフには、何の落ち度もありません。新しい病院にしていくために、今働いている人たちが犠牲になるという在りかたが、今の社会のひずみを生んできた一つの温床にもなっている、というふうに考えています。少なくとも今働いている人たちの報酬をしっかりと維持していく、一般会計からしっかりと繰り出していくべきであります。

以上、第65号議案の反対討論といたします。